

○保育園入園審査方法について

◆ 4月入園（新規入園）審査方法

【1次審査】

審査の順番

対象児童	
1	特別支援保育希望児
2	在園児（転園申込児）
3	新規申込児（4・5以外）
4	新規申込児（児童の保護者が就労予定（内定なし）※ひとり親世帯は除く）
5	新規申込児（児童の保護者が育児休業中の利用希望）

※ 12月までに途中入園できた児童は、在園児として審査をします。

※ 2のうち小規模保育園に在園しており、施設の対象年齢に達したため、転園が必要な児童は、連携園に優先的に転園できるように調整します。

園の決定順番

園の決定方法	
1	第1希望園の中で入園選考基準表に基づく指数が高い児童から、受入れが可能な人数まで決定します
2	第1希望園で入園できなかった児童を入園選考基準表に基づき指数順にし、指数の高い児童から、受入が可能な園の中で希望する順位が高い園を決定します

【2・3次審査】

審査の順番

対象児童	
1	特別支援保育希望児
2	転園・新規申込児（3・4以外）
3	転園・新規申込児（児童の保護者が就労予定（内定なし）※ひとり親世帯は除く）
4	転園・新規申込児（児童の保護者が育児休業中の利用を希望）

園の決定順番

園の決定方法	
1	入園選考基準表に基づき指数順にし、指数が高い児童から、受入が可能な園の中で希望する順位が高い園を決定します

※ 定員の都合により希望園以外の園に決定した方は、決定園をキープしながら2・3次審査で再審査を希望することができます。再審査を希望される場合は、各締切日までに保育課へご連絡ください。

※ 転園の可否については、転園が可能となった場合のみ、決定通知書を発送します。

※ 4月入園で転園が決定した場合は、それまでキープしていた決定園に戻ることはできません。

◆ 5月～翌年3月入園（途中入園）審査方法

【5月～12月入園に係る審査】

審査の順番

対象児童	
1	新規申込児（2・3以外）
2	新規申込児（児童の保護者が就労予定（内定なし）※ひとり親世帯は除く）
3	新規申込児（児童の保護者が育児休業中の利用希望）
4	転園申込児

園の決定順番

園の決定方法	
1	入園選考基準表に基づき指数順にし、指数が高い児童から、受入が可能な園の中で希望する順位が高い園を決定します

【翌年1月～3月入園に係る審査】

審査の順番

対象児童	
1	転園・新規申込児

園の決定順番

園の決定方法	
1	全ての転園申込児及び新規申込児について、入園選考基準表に基づき指数順にし、翌年度4月の入園見込みを考慮し入園を決定します

◆ 保育園等に入園できない場合に、育児休業の延長を許容できる方について

調査事項確認書（3ページ目）の「6 保育園等に入園できない場合は、育児休業の延長も許容できますか。」について「はい」を選択された場合は、審査の順番は1番最後（新規・転園のすべての希望者を審査した後）となります。そのため、入園の可能性が著しく低くなります。ただし、入園が保留となることを確約するものではありません。

4月入園の申込みでは、3次審査での入園審査となります。1次や2次審査の各申込み期限までに提出していただいたとしても、3次審査分としますので、結果は3月中旬に発送します。

また、この取扱いの変更を希望する場合は、各申込み期限までに、保育課へ連絡してください。